

先端設備等導入計画に係る認定申請 提出書類チェックシート

事業者名		受付印
住所		
担当者名(部署・氏名)	電話番号	
メールアドレス	FAX番号	受付者

※下記項目について確認のうえ、右側のチェック欄に「レ」を付して、申請書類等とともに提出してください。

I 提出書類の確認		申請者	守山市
1	【必須】 (様式22)先端設備等導入計画に係る認定申請書 (別紙) 先端設備等導入計画 【[原本+写し 各1部] (合計2部)		
2	【必須】 認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する確認書【原本】		
3	【必須】 本チェックシート		
4	【必須】 守山市が発行する「未納がない証明」 【完納証明書の原本】 ※法人の場合は法人分、個人事業主の場合は代表者個人分		
5	【必須】 事業概要が確認できる資料(定款、登記事項証明書、会社案内等)		
6	【必須】 計画期間において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%(3年間の計画で9%、4年間で12%、5年間で15%)以上向上する見込みであることについて証明できる資料 (試算計画表等 ※書式は問いません)		
7	委任状 ※申請者の代表者以外の者が申請書を持参もしくは認定書を受領する場合のみ		
8	固定資産税の特例措置を受ける場合 認定経営革新等支援機関による先端設備等に係る投資計画に関する確認書【原本】 ※認定支援機関から発行された投資計画に関する確認書の別添及び別紙 基準への適合状況についても併せてご提出ください。		
9	(リース契約の場合のみ)※ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合 ・リース契約見積書の写し ・リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し		
10	(賃上げ方針を表明し固定資産税の特例(1/3軽減)措置を受ける場合) ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面【原本】 ※賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは 新規提出時のみ です。変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。また、 本書類は従業員代表の署名(記名・押印可)が必要です。(記名のみは不可)		

II 申請書・計画の記載内容について ※番号は各書類の項目番号と対応		申請者	守山市
申請書	申請書に住所、記名がありますか。 (法人の場合は社名、代表者役職及び代表者名を記入してください)		
(別紙) 先端設備等導入計画	1(1) 認定を受けられる「中小企業者」に該当していますか。(中小企業等経営強化法第2条第1項) ※1		
	1(2) 申請書の名称等の欄に正確に記載されているか。(ただし、法人番号については個人事業主等、法人番号が指定されていない者は記載不要とする。)また、主たる業種の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載していますか。		
	2 計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかですか。		
	3 自社の経営状況について、売上高等の財務指標の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載しているか。		
	4(1) 具体的な取組内容については、導入する先端設備等や取組内容の概要について具体的に記載しているか。将来の展望については、先端設備等導入による効果について記載しているか。		
	4(2) 先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%以上の向上率となっていますか。 (3年間 9%以上、4年間 12%以上、5年間 15%以上)		
	4(3) 先端設備等の種類については、守山市の導入促進基本計画に基づき、守山市内に導入する先端設備等を記載していますか。		
	4(3) 先端設備等の取得(リースの場合は契約)時期は、先端設備等導入計画の認定後ですか。 ※設備は計画認定後の取得が必須です。		
	4(3) 所在地欄には「滋賀県守山市」から始まる住所のみを記載していますか。		
	4(3) 設備等の種類別小計欄には、設備等の減価償却資産の種類ごと(機械装置、器具・備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア)の小計値を記載していますか。		
5 同一の用途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法(自己資金、融資、補助金、その他の資金)ごとに項目を分けて記載していますか。			
6 (固定資産税の1/3特例を受ける場合) 従業員全体に対する給与等の総額について、計画申請日を含む事業年度又はその翌事業年度において、前事業年度と比較して1.5%以上増加させる方針を従業員に対して表明した内容を記載しているか。			

※【業種分類 (資本金・従業員数)】製造業その他(3億円以下、300人以下)、卸売業(1億円以下、100人以下)、小売業(5千万円以下、50人以下)、サービス業(5千万円以下、100人以下)、ゴム製品製造業※2(3億円以下、900人以下)、ソフトウェア業又は情報処理サービス業(3億円以下、300人以下)、旅館業(5千万円以下、200人以下)
※2自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

III その他	申請者
本計画は、「人員削減」を目的とした取り組みではないこと。	
公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものではないこと。	
固定資産税の特例措置を受ける意思はありますか。※認定後に別途、償却資産の申告が必要です。 なお、「先端設備等導入計画」と「固定資産税の特例措置」の対象者及び対象設備は要件が異なりますので、ご注意ください。	
※「I 提出書類」の記載事項は、固定資産税の特例措置に係る手続きで守山市税務課と情報共有させていただきます。	
※先端設備等導入計画の進捗状況等に関するアンケートをお願いする場合があります。	